

あなたの“つながりづくり”を いっしょに考えます

いま、経済的に困り苦しんでいる人や社会的に孤立する人、また暴力や虐待、依存症など複数の「困りごと」を同時に抱える人が増えています。これらの背景には、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化、長引く景気の低迷等があると言われています。

こういった人々に元気を取り戻していただくため、生活困窮者自立支援法が今年4月に施行されました。高島市でも、生活困窮者の自立に向けた相談支援機関である「**つながり応援センターよろず**」を市と社会福祉協議会との協働で開設し、生活全般に関するさまざまな相談をお受けし、支援をはじめていきます。しかし、本当に困っている人ほど、自分自身で相談機関に相談したり、辛い気持ちを他人に話したりすることが難しいと言われています。

このような方の課題を解決し自立の促進を図るためには、一人で困りごとを抱え込み、課題が複雑・深刻化する前に、相談につないでいただくことが重要です。

あなたやあなたの家族、友人が抱える困りごとを解決するための第一歩として、まずはご相談ください。



■市と社会福祉協議会との協働で、相談支援機関を開設しているのは県内でも珍しい取り組みです。社会福祉協議会職員と行政職員が相談員となることで幅広い相談に対応します。

■つながり応援センターよろずという名前には、相談者一人ひとりの困りごとに丁寧に向き合い、一緒に解決を目指すために、次のような想いを込めています。

- 【つながり】**
 - ・人、サービス、関係機関や地域とのつながりを大切にしたい
 - ・一人で抱えこまない、他人に丸投げしない
- 【応援】**
 - ・その人が持つ本来の力を引き出せる関わりをしたい
- 【よろず】**
 - ・どんな相談も、まずはしっかり受け止めたい

「生活困窮者」って誰のこと？

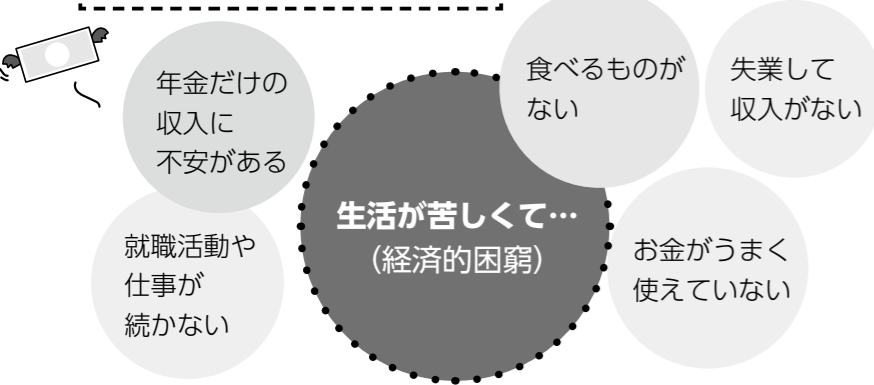
生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と定義されています。でも、実際の相談からは、単なる経済的な困りごとだけでなく、親族や地域との関係が希薄になり、社会的に孤立している方や、さまざまな生活課題が積み重なり、何から手をつけてよいかわからなくなっている方が多くおられます。(図1参照)



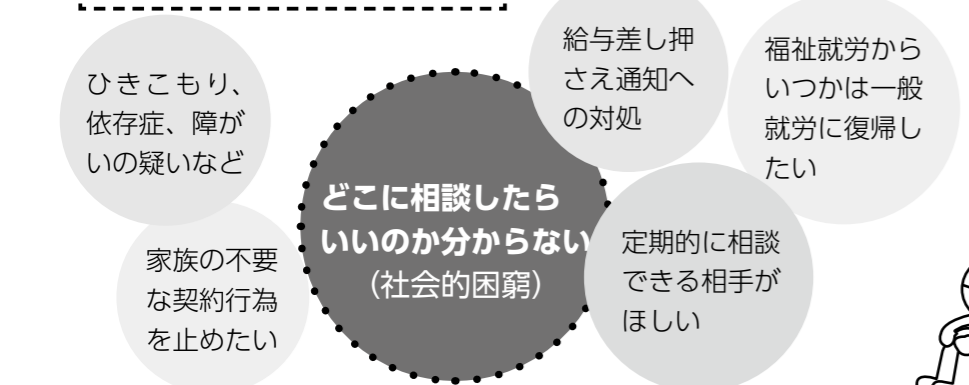
しっかりと受け止めて、一緒に考えます

た人のご相談や、困りごとが複雑・複合化して相談先がわからない人の相談をまずは受け止め、適切な窓口におつなぎするなどして、その解決までを支援します。

経済的困窮に関する相談



社会的孤立に関する相談



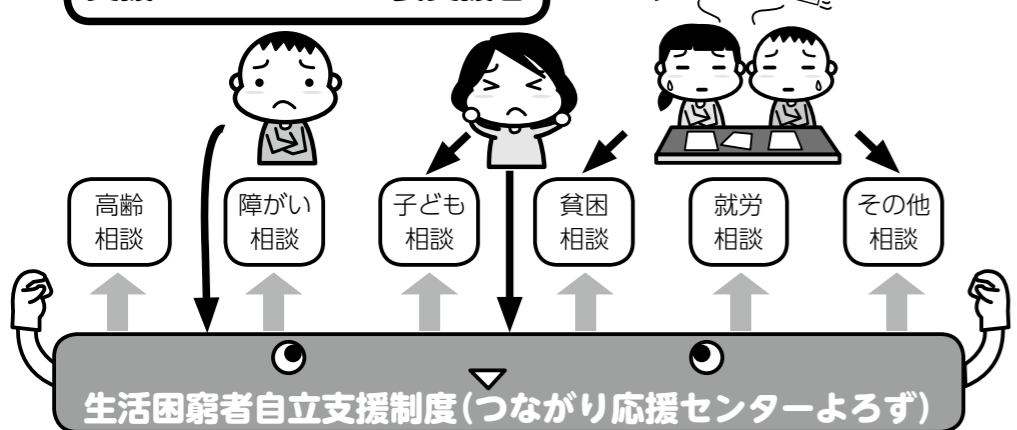
(図1. さまざまな相談内容)

「生活困窮者自立支援制度」

生活に困っている人を応援する制度には、今までは生活保護制度がありました。生活保護制度は、生活に困っている人に対する最低限度の生活の保障と自立の助長を目的とした、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等からなる給付の制度です。現金給付があることから、本当にどうにもならないときに生活を支える最後のセーフティネットとして、今も大事な役割を担っています。

一方で、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の経済的・社会的な自立を支援するために、相談支援を行う制度です。困りごとの内容や程度はさまざまで、既存の支援制度にあてはまらない人や声を上げられない人もいます。(図2参照) この制度では、こうし

支援につながらない要支援者



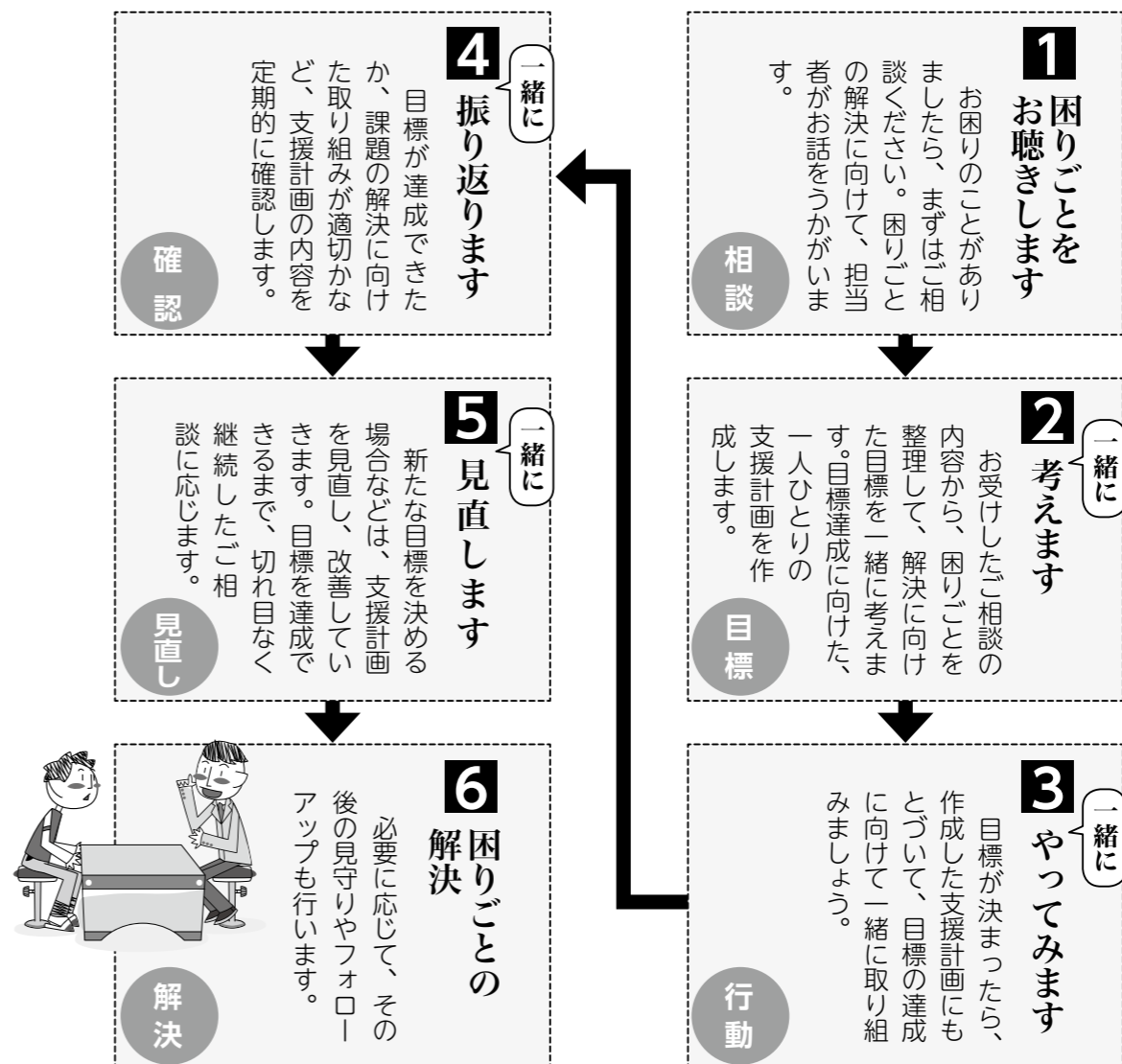
(図2. 支援につながらない要支援者)

/ しっかりと受け止めます! \



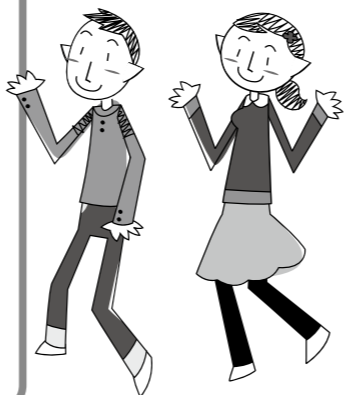
相談の流れ

よろずでは、次のような相談支援の流れにより、相談に応じ、解決に向けてサポートします。



支援のメニュー

よろずでは、具体的に次のような支援メニューを用意しています。また、相談の内容に応じて適切な支援機関や関係者におつなぎします。



○就労の相談

「働く」ことに向けた準備が不足している方や、フルタイムで働くことに不安があり、短時間から働くなど、自分に合った働き方が必要な方に対して、ハローワークへの同行や就労先との調整など、その方に合った就労支援、体験就労の紹介などを行います。

○住居確保給付金の支給

失業などにより経済的に困窮し、住宅をなくした方、または住宅をなくすおそれがある方に対して、一定期間、賃貸住宅などの家賃に相当する「住居確保給付金」を支給し、再就職と生活の再建を支援します。
※支給には一定の要件があります。

○家計の相談

収入に見合った支出ができていなくてお金に困ることが多いなど、家計管理に不安がある方に対して、家計表と一緒に作成して問題点を確認します。そして、いろいろな制度を利用して支出を減らすことなど、家計の相談を通じて必要な情報提供や助言を行います。

○紹介・同行・つなぎ等

生活福祉資金などの社会福祉協議会で実施している貸付業務へのつなぎや、債務整理が必要な方への弁護士紹介、各種支援機関への同行相談も行います。
よろずでは、困りごとの内容に応じて、適切な支援が受けられるように、行政機関以外にも社会福祉法人やNPO法人、民生委員児童委員などさまざまな関係機関と連携しています。

相談、支援の一例

例えば、こんな相談があります。
(※参考事例。一部修正しています。)

長年勤めていた会社から解雇されたAさん(男性)。その後、求職活動を行うものの、何度も不採用と言われるうちに自信を無くしました。家にいる時間が長くなる中、貯金も減る一方で、ついついお酒を飲む量も増え、些細なことを理由にした妻との口論も増えていきました。

そんな時、つながり支援センターよろず(以下「よろず」)を知った妻が、相談にいられました。よろずでは家族の困りごとをお聞きし、一度家に訪問させていただき、Aさんと話をするようになりました。最初は、自信の無さや恥ずかしさもあり、なかなか自分のことを話されなかったAさんですが、何回も訪問を重ねるうちに次第に打ち解けられました。

また、Aさんの健康を心配した地域の保健師も一緒に訪問し、健康状態や治療の必要性を話しました。飲酒による健康被害が思った以上に進んでいたAさんは、保健師への相談を経て、数年ぶりに医療機関を受診。結果、高血圧や糖尿が見つかり、治療を始められました。

治療の結果、健康状態が少しずつ回復されたAさん。また、妻がパートを始められたことや、家計を見直したことにより無駄な支出が減り、ご夫婦の口論も減って行きました。なによりも、家族の心配事を減らしていくことにより、Aさんも少しずつ自信を取り戻されました。

今後、いよいよ再就職に向けた活動の開始です。今は、よろずの就労支援員とともにハローワークに通う毎日です。

お気軽にご相談ください

つながり支援センター よろず

(社会福祉法人 高島市社会福祉協議会内)

高島市勝野215番地 (市役所高島支所2階)

TEL (36) 8255

▼相談時間 8時30分～17時30分
(土日・祝日・年末年始を除く)

▼相談方法 電話や面談のほか、訪問でのご相談もお受けします。

▼ホームページ <http://www.takashima-shakyo.or.jp/yorozu/>

